

《2》労働者(肝炎ウイルスに感染している(無症候性キャリアを含む))への提言  
 職場への配慮として労働者からどのようなことを求められると考えられますか？

	専属産業医	嘱託産業医	産業保健推 進センター	地域産業保 健センター	合計
1 肝毒性のある有機溶剤の取	3	2	0	2	7
2 労働時間(時間外労働)	4	4	2	4	14
3 労働時間(通院時間)	9	7	4	24	44
4 労働時間(出張、転勤)	3	1	3	0	7
5 労働時間(休暇、休養)	1	2	0	2	5
6 労働時間	1	0	0	2	3
7 勤務形態(交替勤務)	3	1	0	0	4
8 労働強度(身体的負荷)	5	4	0	4	13
9 労働強度(過重労働)	1	0	3	5	9
10 労働強度	0	0	1	3	4
11 心理的負荷	2	0	1	0	3
12 労働内容(配置転換)	2	0	1	2	5
13 労働内容	1	0	1	0	2
14 就業内容(その他)	0	0	2	5	7
15 保健指導	0	0	0	2	2
16 プライバシー保護	1	2	1	13	17
17 情報提供(事故)	0	1	1	0	2
18 情報提供(肝炎全般)	1	0	0	1	2
19 情報提供(治療、予後)	1	1	1	6	9
20 情報提供(感染)	0	0	3	6	9
21 主治医と産業医の連携	0	0	2	0	2
22 差別、不安に関する相談	0	1	0	1	2
23 職場環境の整備	1	0	0	2	3
24 その他	2	0	0	7	9

《2》労働者(肝炎ウイルスに感染している(無症候性キャリアを含む))への提言

4. 産業医に対して、感染の状態や病状に影響する可能性のある職場環境や業務に関する配慮および改善について必要に応じて相談すること。

	総数	返信数	回収率	同意	不要	修正	無回答
専属産業医	55	36	65.5%	32 88.9%	0 0.0%	4 11.1%	0 0.0%
嘱託産業医	56	30	53.6%	28 93.3%	0 0.0%	2 6.7%	0 0.0%
産業保健推進センター	47	33	70.2%	27 81.8%	0 0.0%	6 18.2%	0 0.0%
地域産業保健センター	347	155	44.7%	138 89.0%	8 5.2%	6 3.9%	3 1.9%
合計	505	254	50.3%	225 88.6%	8 3.1%	18 7.1%	3 1.2%

	専属産業医	嘱託産業医	産業保健推進センター	地域産業保健センター
不要				
・ 2.3と同意				1
・ 医療現場以外ではハイリスク職場はないと思う。また医療現場では保健所からの指導が行き届いている				1
・ 相談を受けても実行できないことがある				1
修正が必要				
・ 「感染の状態」は不要			1	
・ 「産業医に対して～相談すること」→「産業医から労働者へ教えること」	1		1	
・ 「就業上の配慮が必要な場合には産業医に相談すること」追加			1	
・ 「相談すること」→「相談することができる」				1
・ 「相談すること」→「相談することが望ましい」		1		
・ 「必要に応じて」を文頭へ移動	1			
・ 安全衛生委員会等を通じて相談				1
・ 医療保健などについては厳格に実施する。その他の職域では不要				1
・ 感染の状態を報告するべきである				1
・ 具体的な職場環境や業務の提示が必要			1	
・ 事業所の理解が得られるか心配				1
・ 主旨としてはよいが、あくまで任意で実施するべき			1	
・ 主治医が通常勤務可と判断し、2.3を満たせば、労働者自らが申し出たときのみ産業医が相談に応じることができるが、能力のある産業医が乏しい			1	
・ 従業員自身が病態と作業環境の影響を判断するのは困難である	1			
・ 全員への教育として	1			



### 《3》産業医等への提言

#### 1) ウイルス検査

1. 職域におけるウイルス検査で感染が疑われる場合には、当該労働者に対し、  
肝炎ウイルス検査結果の意味を説明すること。

	総数	返信数	回収率
専属産業医	55	36	65.5%
嘱託産業医	56	30	53.6%
産業保健推進センター	47	33	70.2%
地域産業保健センター	347	155	44.7%
合計	505	254	50.3%

同意		不要		修正		無回答	
30	83.3%	2	5.6%	4	11.1%	0	0.0%
29	96.7%	1	3.3%	0	0.0%	0	0.0%
33	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
146	94.2%	4	2.6%	1	0.6%	4	2.6%
238	93.7%	7	2.8%	5	2.0%	4	1.6%

	専属 産業医	嘱託 産業医	産業保 健推進 センター	地域 産業保健 センター
同意できる ・ 産業医が面談できない場合には文書でもよいのでは？ ・ 説明方法についてはどうするのか検討が必要	1		1	
不要 ・ 医療機関等で最終結論がでるので、1, 2は重複している。 ・ 主治医の分野 ・ 職域では基本的にウイルス検査は行わない。就業上やむを得ず検査を行う場合は本人の同意を得て行うため、その結果説明は当然のことである ・ 職域におけるウイルス検査自体に問題がある	1 1	1		1
修正が必要 ・ 「説明すること」→「説明することが望ましい」 ・ 検査結果の説明は本人が自ら持参し相談してきたケースに限るべき ・ 検査前に意義と意味を説明し、同意を得ること ・ 職域でウイルス検査を行う意義を安全衛生委員会で話し合う必要があります ・ 本人の希望があれば	1 1 1 1			1

〈3〉産業医等への提言

1) ウイルス検査

2. 労働安全衛生法に基づく健康診断の結果、肝炎ウイルス感染が疑われる場合には、当該労働者に対し、肝炎ウイルス検査の意義を説明し、医療機関への受診を促すこと。

	総数	返信数	回収率
専属産業医	55	36	65.5%
嘱託産業医	56	30	53.6%
産業保健推進センター	47	33	70.2%
地域産業保健センター	347	155	44.7%
合計	505	254	50.3%

	同意	不要	修正	無回答
	33 91.7%	1 2.8%	2 5.6%	0 0.0%
	30 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
	33 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
	148 95.5%	2 1.3%	0 0.0%	5 3.2%
	244 96.1%	3 1.2%	2 0.8%	5 2.0%

	専属 産業医	嘱託 産業医	産業保 健推進 センター	地域 産業保健 センター
同意できる ・ 産業医が面談できない場合には文書でもよいのでは？			1	
不要 ・ 他の検診結果と同様であれば同意 ・ 本人の意思を尊重すべき	1			1
修正が必要 ・ 「医療機関への受診を促すこと」→「必要に応じて、医療機関への受診を促すこと」 ・ まず省略しない法定項目となってから	1			1

〈3〉産業医等への提言

1) ウイルス検査

3. 健康相談等の機会に、本人から職域以外で実施したウイルス検査の結果から肝炎ウイルス感染が疑われる旨の申告があった場合は、その内容を医療職の守秘義務のかかった診療録や個別保健記録に記載すること。

	総数	返信数	回収率
専属産業医	55	36	65.5%
嘱託産業医	56	30	53.6%
産業保健推進センター	47	33	70.2%
地域産業保健センター	347	155	44.7%
合計	505	254	50.3%

	同意	不要	修正	無回答
	28 77.8%	3 8.3%	5 13.9%	0 0.0%
	28 93.3%	1 3.3%	1 3.3%	0 0.0%
	32 97.0%	0 0.0%	1 3.0%	0 0.0%
	131 84.5%	6 3.9%	12 7.7%	6 3.9%
	219 86.2%	10 3.9%	19 7.5%	6 2.4%

	専属産業医	嘱託産業医	産業保健推進センター	地域産業保健センター
回答なし ・「医療職の守秘義務のかかった診療録や個別保健記録」は存在するのか				1
同意できる ・「結果を本人に説明するとともにその情報にかかる守秘義務を守ること」 ・産業医は診療行為はしないため、「診療録」は原則ありえない。また、ほとんどが嘱託産業医であり、記録は事業所で管理しているため事業者に守秘義務を課すべき ・診療録の保管の責任をはっきりさせるとともに、一般の日人々についても肝炎の正しい知識を得るための教育を行い、守秘義務を守る。			1	1
不要 ・果たして守秘可能か？〈3〉1)2)で十分では。 ・記録の残ることを希望しない社員もいる ・個別に判断すべき ・社内記録に職域以外のデータを記載するべきではない ・対応方法を限定することは現実的ではない	1	1		1
修正が必要 ・「医療機関へ紹介し、ウイルス感染を確認してからその内容を…」追加 ・「医療職の守秘義務のかかった診療録」が分かりにくい ・「記載すること」→「記載することが望ましい」 ・「記録すること」→「本人の同意を得て記録すること」 ・「個別保健記録」→「個別保健記録等」(電子記録媒体を用いて管理していることもあるため) ・「必要があれば」追加 ・「本人の同意がない限り」追加(同意があれば、個人票の現病歴へ記載) ・「本人の同意のもとに記載すること」追加 ・医療職の範囲が難しい(健診センターの事務職員は?) ・医療福祉に限る ・記録の漏洩などが無い、リストラの問題を考慮する ・疑い場合は再検査を行い、その結果を個人の保健診療録に記載する ・健康相談と診療は対応が異なり、健康相談において診療録に記載することはなじまない ・守秘義務のかかった診療録とは何か? ・職場によって対応が異なるのではないのでしょうか? ・診断が確定してから記載する ・本人と主治医が十分に相談し、それを事業者、産業医に必要なに応じて報告すれば十分 ・労働者の申告が正しいとは限らないので検査結果のコピーなどで確認する必要がある	1	1	1	1

《3》産業医等への提言

2) 就労に関する意見

1. 事例ごとに職場環境や業務を確認のうえ就業上の措置が必要かどうかについて判断し、必要な場合にはプライバシーに配慮し、就業上の措置の必要性を事業者に助言すること。

	総数	返信数	回収率
専属産業医	55	36	65.5%
嘱託産業医	56	30	53.6%
産業保健推進センター	47	33	70.2%
地域産業保健センター	347	155	44.7%
合計	505	254	50.3%

	同意	不要	修正	無回答
	34 94.4%	1 2.8%	1 2.8%	0 0.0%
	29 96.7%	0 0.0%	1 3.3%	0 0.0%
	32 97.0%	0 0.0%	1 3.0%	0 0.0%
	139 89.7%	6 3.9%	6 3.9%	4 2.6%
	234 92.1%	7 2.8%	9 3.5%	4 1.6%

	専属 産業医	嘱託 産業医	産業保 健推進 センター	地域 産業保健 センター
同意できる ・「原則として」→「業務が疾病の増悪に影響のない場合、原則として」 ・「助言すること」→「勧告すること」でなくてよいか？(事例によるのでは?)				1
不要 ・できれば理想的。しかしメンタル対応で手一杯 ・一般論としてはそうだが、現実的に実行できるか疑問 ・地域産業保健センターの産業医は、就労の助言には細心の注意が必要	1			1 1
修正が必要 ・「必要な場合にはプライバシーに配慮し」→(プライバシーへの配慮は確実に必要) ・「必要な情報を本人の許可を得て主治医より入手する」挿入 ・「本人の同意を得て」(追加) ・一般医療機関に任せ、自己申告させること ・健康相談が労働者からなされた場合、事案によりリストラの恐れが生じるので望ましくない。助言は労働者の同意が前提である。 ・元のデータがどのように会社で扱われているのか ・本人の同意の元に行う	1	1	1	2 1 1 1 1

《3》産業医等への提言

2) 就労に関する意見

2. 無症候性キャリアである労働者には、原則として事業者就業上の措置を求めないこと。

一方、定期的な通院検査等の保健指導を行うこと。

	総数	返信数	回収率
専属産業医	55	36	65.5%
嘱託産業医	56	30	53.6%
産業保健推進センター	47	33	70.2%
地域産業保健センター	347	155	44.7%
合計	505	254	50.3%

	同意	不要	修正	無回答
	30 83.3%	2 5.6%	4 11.1%	0 0.0%
	29 96.7%	0 0.0%	0 0.0%	1 3.3%
	31 93.9%	0 0.0%	2 6.1%	0 0.0%
	140 90.3%	5 3.2%	4 2.6%	6 3.9%
	230 90.6%	7 2.8%	10 3.9%	7 2.8%

	専属 産業医	嘱託 産業医	産業保 健推進 センター	地域 産業保健 センター
回答なし				
・ 事業者へ報告するかも含めて検討		1		
同意できる				
・ キャリアであることは事業者へ伝えるのか？	1			
・ 日常生活の範囲で他人に感染させる危険はないと考えます。			1	
不要				
・ 《3》2)3)にまとめる	1			
修正が必要				
・ 「一方～」削除(主治医がすでにいることが前提であり、保健指導は一般健診の部分で含まれる範囲で行えばよい)	1			
・ 「就業上の措置」→「就業上の不利益な措置」				1
・ 「定期的な通院検査等の保健指導も行うこと」→「必要に応じて、定期的な通院検査等の保健指導も行うこと」	1			
・ 外傷の多い仕事にはつかせない。(ダンボールなどで切創が多い)				1
・ 抗原力価が高値である場合は就業上の措置も必要である			1	
・ 事業者には報告しない	1			
・ 事業者の理解が得られるかが心配				1
・ 就業上の措置は労働者に不利なこととは限らないため			1	
・ 保健指導は不要	1			



〈3〉産業医等への提言

2) 就労に関する意見

3. 肝炎の病状だけではなく、職場環境や業務も考慮して就労上の意見を述べること。

	総数	返信数	回収率
専属産業医	55	36	65.5%
嘱託産業医	56	30	53.6%
産業保健推進センター	47	33	70.2%
地域産業保健センター	347	155	44.7%
合計	505	254	50.3%

	同意	不要	修正	無回答
専属産業医	35 97.2%	1 2.8%	0 0.0%	0 0.0%
嘱託産業医	29 96.7%	0 0.0%	1 3.3%	0 0.0%
産業保健推進センター	31 93.9%	2 6.1%	0 0.0%	0 0.0%
地域産業保健センター	131 84.5%	13 8.4%	5 3.2%	6 3.9%
合計	226 89.0%	16 6.3%	6 2.4%	6 2.4%

	専属産業医	嘱託産業医	産業保健推進センター	地域産業保健センター
同意できる ・ (あまり必要ないとは思いますが)		1		
不要 ・ 〈3〉2)1と重複 ・ 〈3〉2)1に含まれる ・ 〈3〉2)1に含める ・ 〈3〉2)2.4.5と重複している。 ・ 職場環境は変えられるか？意見を述べるだけなら誰でもできる ・ 地域産業保健センターの産業医は、業務内容の把握が困難	1		1	1 1 1 1
修正が必要 ・ 「本人の同意を得て」(追加) ・ ガイドラインがないと難しい ・ 具体性に欠ける ・ 就業上の意見を誰に述べるのか？ ・ 労働者に説明し、同意を得てから行う。				1 1 1 1 1

《3》産業医等への提言

2) 就労に関する意見

4. 肝硬変と診断されている労働者には、病状の自覚を求めるとともに、事業者になるべく心身の安静度が高い作業に従事させるよう就業上の措置を求めること。

	総数	返信数	回収率				
				同意	不要	修正	無回答
専属産業医	55	36	65.5%	26 72.2%	6 16.7%	4 11.1%	0 0.0%
嘱託産業医	56	30	53.6%	24 80.0%	2 6.7%	4 13.3%	0 0.0%
産業保健推進センター	47	33	70.2%	28 84.8%	2 6.1%	3 9.1%	0 0.0%
地域産業保健センター	347	155	44.7%	130 83.9%	9 5.8%	10 6.5%	6 3.9%
合計	505	254	50.3%	208 81.9%	19 7.5%	21 8.3%	6 2.4%

	専属 産業医	嘱託 産業医	産業保 健推進 センター	地域 産業保健 センター
回答なし				
・これを理由に解雇されない配慮が必要				1
同意できる				
・「肝硬変の状態は隠さないほうがよいことを指導すること」				1
・安静度の目安は何を根拠にするのか?	1			
・基本的には同意。安衛法第68条との兼ね合いが気かり	1			
・実際問題としてそう容易くないのでは?				1
・提言の位置づけによっては不要(まともな産業医にとってはこの内容は当然である)	1			
・必要な場合には、事業者に			1	
不要				
・《3》2)1. に含まれる			1	
・《3》2)1へ包括。肝硬変にも程度があり、診断がきちんとなされているかも問題	1			
・《3》2)2に含める				1
・《3》2)3にまとめる	1			
・《4》2)1に含まれる				1
・リストラの対象となった場合の責任の所存があいまいになる				1
・肝硬変といっても病状に差があるので一まとめにするには問題がある	1			
・肝硬変といっても病状に差があるので一まとめにするには問題がある。3.2.1に包括される	1			
・肝硬変に限らない		1		
・肝硬変に限定することはなく、3.2.1の範囲で実施すればよい			1	
・個別に判断すべき		1		
・自覚症状がある場合は医療として対応すべき				1
・自己管理を行わずに悪化した場合も含まれてしまう	1			
・主治医が対応すればよいと考える。				1
修正が必要				
・「なるべく」→「必要に応じて」		1		
・「安静度」→「負担が少ない作業」	1			
・「肝硬変」→「肝硬変、急性増悪期」		1		
・「事業者になるべく〜」→			1	
・「病状の自覚を求める」→「検査結果を把握する」				1
・「本人の同意を得て」(追加)				1
・「本人の了承を得て」追加				1
・「労働者の同意を得た上で」追加				1
・リストラの対象者にならないように配慮する				1
・肝硬変の診断に幅があるので基準を設置する				1
・肝硬変の程度によっては必ずしも安静を要しないと考えられる				1
・肝硬変まで進行すると就労が可能かどうか判断に苦しむ		1		
・同時に本人へはたらき方の自律調整を行い、仕事と病気のバランスをとるよう指導する	1			
・表現が分かりにくい			1	
・表現が分かりにくい(心身の安静度)			1	
・病状と業務内容に従って(必要と判断される場合に限って)	1			
・本人の意見、仕事への意欲を十分に聞くことが必要		1		
・本人の同意の元に行う				1
・本人の了解のもと行う(仕事が生きがいで続けたいという人もいるので一概にはいえない)	1			
・労働者に説明し、同意を得てから行う。				1

《3》産業医等への提言

2) 就労に関する意見

5. 病状が進行した労働者に対しては、肝炎(肝硬変を含む)を増悪させる可能性がある有害要因を原則として排除すること。

	総数	返信数	回収率
専属産業医	55	36	65.5%
嘱託産業医	56	30	53.6%
産業保健推進センター	47	33	70.2%
地域産業保健センター	347	155	44.7%
合計	505	254	50.3%

	同意	不要	修正	無回答
	26 72.2%	5 13.9%	5 13.9%	0 0.0%
	25 83.3%	1 3.3%	4 13.3%	0 0.0%
	29 87.9%	2 6.1%	2 6.1%	0 0.0%
	132 85.2%	7 4.5%	9 5.8%	7 4.5%
	212 83.5%	15 5.9%	20 7.9%	7 2.8%

	専属産業医	嘱託産業医	産業保健推進センター	地域産業保健センター
回答なし				
・これを理由に解雇されない配慮が必要				1
同意できる				
・《3》2)1へ包括。	1			
・ただし、病識を持たない労働者が多い				1
・基本的には同意。安衛法第69条との兼ね合いが気になり	1			
・実際問題としてそう容易くないのでは？				1
・提言の位置づけによっては不要(まともな産業医にとってはこの内容は当然である)	1			
・有害要因とは何か？				1
・有害要因の具体例はどう提示するのか？	1			
不要				
・《3》2)1. に含まれる			1	
・《3》2)1へ包括。	1			
・《3》2)3にまとめる	1			
・《4》2)1に含まれる				1
・何をもって病状が進行したと判断するか不明	1			
・自己管理を行わずに悪化した場合も含まれてしまう	1			
・主治医が対応すればよいと考える。				1
・増悪させる有害要因は科学的根拠がない		1		
・必要な医療の確保を優先				1
修正が必要				
・「さらに就業上の必要性を事業者に助言すること」追加				1
・「もしくは、配置転換をはかる」	1			
・「原則として」削除(例外事例を生むから)		1		
・「増悪させる～」→「就業上の配慮をすること」	1			
・「排除すること」→「排除するよう努めること」	1	1		
・「排除すること」→「配置転換等考慮する必要がある」				1
・「病状が進行した」があいまい		1		
・「本人の同意を得て」(追加)				1
・「有害要因」→「長時間残業等の有害要因」		1		
・具体的な有害要因とは何か？			1	
・事業者の理解が得られるかが心配				1
・同意できるが、有害要因を排除することは困難であろう				1
・同時に本人へ働き方の自律調整を行い、仕事と病気のバランスをとるよう指導する	1			
・本人の同意の元に行う				1
・本人の了解のもと行う(仕事が生きがいで続けたいという人もいるので一概にはいえない)	1			
・有害要因が抽象的				1
・有害要因のガイドラインが欲しい				1
・有害要因の排除は病状の進行に関係なく必要である			1	
・労働者が言うことを聞いてくれるような教育をしておくこと				1

《3》産業医等への提言

3) 相談・保健指導

1. 看護職などの協力を得て、労働者が相談や指導を受け易い医療職の窓口を設けるように努めること。

	総数	返信数	回収率	同意	不要	修正	無回答
専属産業医	55	36	65.5%	32 88.9%	2 5.6%	2 5.6%	0 0.0%
嘱託産業医	56	30	53.6%	30 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
産業保健推進センター	47	33	70.2%	30 90.9%	2 6.1%	1 3.0%	0 0.0%
地域産業保健センター	347	155	44.7%	130 83.9%	13 8.4%	6 3.9%	6 3.9%
合計	505	254	50.3%	222 87.4%	17 6.7%	9 3.5%	6 2.4%

	専属 産業医	嘱託 産業医	産業保健 推進 センター	地域 産業保健 センター
回答なし				
・ 保健室？				1
不要				
・ 医師が説明するべきである				1
・ 一般の医療機関に任せる(医療保健福祉関係は厳格に実施する)				1
・ 一般の保健指導と同様にする		1		
・ 看護職が十分理解できているとは限らない				1
・ 肝炎に対して、必要性を感じない	1			
・ 現在も地域産業保健センターの窓口が設置されている				1
・ 産業医が指導すればよい			1	
・ 産業医へ相談する				1
・ 当然のことであるのであえて提言に入れる必要はない				1
修正が必要				
・ 「医療職の」削除				1
・ 「看護職」→「医療職」				1
・ 「看護職」→「保健看護職」(保健師を含めるべき)	1			
・ 「看護職などの協力を得て」削除				1
・ 「設けるように努める」→「設けることも可能である」			1	
・ 医師ではいけないのか？				1
・ 看護職は無理と思う。	1			
・ 管理課などが把握し、産業医等と相談する。窓口の開設は困難				1
・ 専門職が少なく、看護職の専門教育がなされていないので、相談窓口の対応者の知識能力の評価が必要。		1		

〈3〉産業医等への提言

3) 相談・保健指導

2. 労働者から就業上の措置と保健指導の内容についてのインフォームドコンセントを受けるように努めること。

	総数	返信数	回収率	同意	不要	修正	無回答
専属産業医	55	36	65.5%	30 83.3%	2 5.6%	4 11.1%	0 0.0%
嘱託産業医	56	30	53.6%	26 86.7%	0 0.0%	3 10.0%	1 3.3%
産業保健推進センター	47	33	70.2%	25 75.8%	4 12.1%	4 12.1%	0 0.0%
地域産業保健センター	347	155	44.7%	137 88.4%	6 3.9%	3 1.9%	9 5.8%
合計	505	254	50.3%	218 85.8%	12 4.7%	14 5.5%	10 3.9%

	専属 産業医	嘱託 産業医	産業保健 推進 センター	地域 産業保健 センター
回答なし				
・ ?				1
・ 意味が分からない				1
・ 意味不明				1
同意できる				
・ インフォームドコンセントは「行う」では?	1			
不要				
・ 意味がない			1	
・ 意味が分からない				1
・ 意味不明	1			
・ 一般の医療機関に任せる(医療保健福祉関係は厳格に実施する)				1
・ 一般の保健指導と同様にする			1	
・ 表現が分かりにくい	1			
・ 労働者からインフォームドコンセントを受ける意味が不明				1
修正が必要				
・ 「インフォームドコンセントを受けるように努めること」 →「インフォームドコンセントに努めること」		1		
・ 「と保健指導の内容」削除(インフォームドコンセントを得るイメージがしにくい)		1		
・ 「受けるように努めること」→「受けやすい体制をつくること」			1	
・ 「労働者から」→「労働者は」				1
・ 「労働者から」を「受けるように努めること」の直前に持ってくる	1			
・ インフォームドコンセントは書面で行うのか?				1
・ リストラの対象者にならないように配慮する				1
・ 就業上の措置には従う義務がある			1	
・ 専門職が少なく、看護職の専門教育がなされていないので、相談窓口の対応者の知識能力の評価が必要。			1	
・ 表現が分かりにくい	1	1	1	
・ 保健指導とはインフォームドコンセントそのものだと思う	1			
・ 保健指導の内容に関するインフォームドコンセントとは?	1			

### 《3》産業医等への提言

#### 4) 教育

1. 労働衛生教育、健康教育、職場懇談会、広報誌などの機会を利用して、ウイルス肝炎に関する集団教育を実施すること。

	総数	返信数	回収率
専属産業医	55	36	65.5%
嘱託産業医	56	30	53.6%
産業保健推進センター	47	33	70.2%
地域産業保健センター	347	155	44.7%
合計	505	254	50.3%

	同意	不要	修正	無回答
専属産業医	29 80.6%	2 5.6%	5 13.9%	0 0.0%
嘱託産業医	26 86.7%	2 6.7%	2 6.7%	0 0.0%
産業保健推進センター	29 87.9%	2 6.1%	2 6.1%	0 0.0%
地域産業保健センター	141 91.0%	6 3.9%	4 2.6%	4 2.6%
合計	225 88.6%	12 4.7%	13 5.1%	4 1.6%

	専属 産業医	嘱託 産業医	産業保健 推進 センター	地域 産業保健 センター
同意できる ・ HIVと一緒に感染症教育を行う		1		
不要 ・ 一般の保健指導と同様にする ・ 教育が差別など、逆効果になるのでは？ ・ 現状の職場教育で十分対応可能である。 ・ 個別指導とするべきである ・ 差別を助長する危険あり ・ 集団教育は不要ではないか？	1 1	1 1	1	1
修正が必要 ・ 「実施すること」→「実施することが望ましい」 (メンタルヘルスや過重労働などほかにも教育するべきことがある) ・ 「実施すること」→「実施するよう努めること」 ・ 「実施すること」→「必要に応じて実施すること」 ・ 「実施すること」→「必要に応じて実施することができる」 ・ 「集団教育」→「情報提供」 ・ ウイルス性肝炎のみ教育は不自然 ・ ハイリスク職場に限定する ・ プライバシーの関係で労働者を事業者が集めることは困難。 個人指導の希望者が多い。(労働者=肝炎労働者??) ・ 教育は必要であるが、集団教育への慎重さ(考慮)が必要 ・ 広報誌のみにしておくべき ・ 実施に問題はないが、他に優先順位の高い事項がある ・ 集団教育の内容による ・ 集団教育は不要。リスクのある人、罹患者を対象にする	1 1 1 1	1 1	1 1	1 1 1

＜3＞産業医等への提言

4)教育

2. 健康診断の問診時、事後措置、健康相談などを利用して、労働者に個別教育を実施すること。

	総数	返信数	回収率	同意	不要	修正	無回答
専属産業医	55	36	65.5%	30 83.3%	1 2.8%	5 13.9%	0 0.0%
嘱託産業医	56	30	53.6%	27 90.0%	0 0.0%	2 6.7%	1 3.3%
産業保健推進センター	47	33	70.2%	28 84.8%	1 3.0%	4 12.1%	0 0.0%
地域産業保健センター	347	155	44.7%	146 94.2%	3 1.9%	1 0.6%	5 3.2%
合計	505	254	50.3%	231 90.9%	5 2.0%	12 4.7%	6 2.4%

	専属 産業医	嘱託 産業医	産業保健 推進 センター	地域 産業保健 センター
同意できる ・ 複数で関与することがよいと思うので考える必要はない				1
不要 ・ 一般の保健指導と同様にする ・ 現状の職場教育で十分対応可能である。 ・ 特別な事情がない限り、個別に実施は不要	1		1	1
修正が必要 ・ 「個別教育」→「情報提供」 ・ 「実施すること」→「実施することが望ましい」 (メンタルヘルスや過重労働などほかにも教育すべきことがある) ・ 「実施すること」→「実施するように努めること」 ・ 「実施すること」→「実施するよう努めること」 ・ 「実施すること」→「必要に応じて実施すること」 ・ 「必要があれば」追加 ・ 「労働者」→「必要のある労働者」 ・ キャリアのみに行うのか？ ・ 肝炎労働社、ハイリスク職場に限定する ・ 主治医と連携して ・ 本人の希望あれば	1  1 1 1 1	1	1 1 1	1

〈3〉産業医等への提言

5) 医療機関との連携

1. 事業者に対して、主治医などの治療者側と情報交換を行なうのは産業医等をはじめ産業保健専門職が適切であることについて理解を求めること。

	総数	返信数	回収率	同意	不要	修正	無回答
専属産業医	55	36	65.5%	32 88.9%	2 5.6%	2 5.6%	0 0.0%
嘱託産業医	56	30	53.6%	30 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
産業保健推進センター	47	33	70.2%	29 87.9%	1 3.0%	3 9.1%	0 0.0%
地域産業保健センター	347	155	44.7%	140 90.3%	6 3.9%	4 2.6%	5 3.2%
合計	505	254	50.3%	231 90.9%	9 3.5%	9 3.5%	5 2.0%

	専属 産業医	嘱託 産業医	産業保健 推進 センター	地域 産業保健 センター
不要				
・ 事業者への提言である			1	
・ 事業者への提言で述べることである	1			
・ 実施可能な事業所が少ない				1
・ 地域産業保健センターの産業医は事業者の許可がない場合には円滑に動けない。				1
・ 提言に値しない				1
・ 当たり前のことであるため不要	1			
修正が必要				
・ 「産業医」→「産業医またはかかりつけ医」				1
・ 「産業医等をはじめ」削除			1	
・ 適切であるかどうかは誰が推測するのか？			1	
・ 内容に同意しますが、表現が分かりにくい				1
・ 本人の同意が前提	1			
・ 理解を求めるための理由を追加してはどうか	1			



＜3＞産業医等への提言

5) 医療機関との連携

2. 複数の産業保健専門職が一人の事例に関与する場合には、事例ごとに専門職内で情報交換や相談を行い、認識や意見の統一を図り、医療職としての業務を整理し機能の分担を調整しておくこと。

	総数	返信数	回収率	同意	不要	修正	無回答
専属産業医	55	36	65.5%	31 86.1%	3 8.3%	2 5.6%	0 0.0%
嘱託産業医	56	30	53.6%	30 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
産業保健推進センター	47	33	70.2%	25 75.8%	4 12.1%	4 12.1%	0 0.0%
地域産業保健センター	347	155	44.7%	136 87.7%	11 7.1%	1 0.6%	7 4.5%
合計	505	254	50.3%	222 87.4%	18 7.1%	7 2.8%	7 2.8%

	専属 産業医	嘱託 産業医	産業保健 推進 センター	地域 産業保健 センター
回答なし ・ ?				1
同意できる ・ 「適切である」を柔軟な表現にして ・ 同意するがそれ程大きさに構える必要はない ・ 同意の元に	1			1 1
不要 ・ 医療機関との連携との関係ない内容である ・ 一般的に健康管理には必要なことであり、あえて肝炎のみに記入することはない ・ 実施可能な事業所が少ない ・ 主治医・産業医・事業者・労働者が理解していればよい ・ 大企業以外には考えられない想定である ・ 地域産業保健センターの産業医は事業者の許可がない場合には円滑に動けない。 ・ 提言に値しない ・ 当たり前のことであるため不要 ・ 当然のことなので不要 ・ 難しい条件が多すぎる ・ 文章が分かりにくい。内容的には文章化する必要はないのでは？			1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
修正が必要 ・ 「医療職」→「産業保健スタッフとする」 ・ 「複数の産業保健専門職が一人の事例に関与する場合には」 →「事業場に常駐勤務していない場合は他の産業保健専門職や衛生管理者と」 (嘱託産業医の活動を想定) ・ プライバシーに十分配慮し、担当が辞さない場合は情報交換をしない ・ 一般的に健康管理には必要なことであり、あえて肝炎のみに記入することはない ・ 情報を複数で共有することについて同意が得られない場合はどうするのか？ ・ 当然の事項である	1 1		1 1 1 1	



《4》事業者への提言

1) ウイルス検査

2. 職域において肝炎ウイルス検査を実施する場合は、労働者の個別の同意に基づいて実施すること。  
労働者が同意を拒否した場合でも就業上の不利益を与えないこと。

	総数	返信数	回収率	同意	不要	修正	無回答
専属産業医	55	36	65.5%	33 91.7%	2 5.6%	1 2.8%	0 0.0%
嘱託産業医	56	30	53.6%	28 93.3%	0 0.0%	2 6.7%	0 0.0%
産業保健推進センター	47	33	70.2%	28 84.8%	3 9.1%	2 6.1%	0 0.0%
地域産業保健センター	347	155	44.7%	139 89.7%	4 2.6%	8 5.2%	4 2.6%
合計	505	254	50.3%	228 89.8%	9 3.5%	13 5.1%	4 1.6%

	専属 産業医	嘱託 産業医	産業保健 推進 センター	地域 産業保健 センター
同意できる ・ (《4》1)2~2)5は職域で肝炎ウイルス検査を行った場合について述べているので、 項目をまとめたほうがよい)	1			
不要 ・ 肝炎ウイルス検査は職場で行うべきではない ・ 業務量が増えてしまう ・ 現行の抗体検査まででよい ・ 住民検査では普通に実施されているので個別の同意は不要では？	1 1		1	1
修正が必要 ・ 「労働者が同意を拒否～」削除 ・ 「労働者の個別の同意」→「労働者の同意」 ・ 「労働者の個別の同意に基づいて実施すること」→ 「安全衛生委員会など全従業員の同意を取り、検査時には同意を 拒否できる体制をとっておくこと」 ・ 拒否した場合の対応を考える必要がある ・ 拒否しない労働者との間に不公平が生じる ・ 健康管理の一環として肝炎ウイルス検査の必要性を十分周知する必要があると思う。 ・ 健康診断のルーチン検査とする ・ 健康診断の機会を利用するならば、個別の同意は不要である ・ 原則として労働者個別の同意が必要であると考えられるが、感染のリスクの 高い職場では強制的に検査する必要があるのでは？ ・ 事務的に煩雑になるので、ウイルス検査は強制的に全員に義務としてもよいと思う ・ 法によって肝炎ウイルス検査を実施するようになれば可能ではないか？ ・ 法定外項目の場合は安全衛生委員会などで審議する必要がある	1	1 1	1 1 1 1	1 1 1 1 1 1

《4》事業者への提言

1) ウイルス検査

3. 検査結果については検査を実施した医療機関が直接本人に通知するような体制とすること。  
また、事業者が検査結果を直接知ることがないような体制とすること。

	総数	返信数	回収率	同意		不要		修正		無回答	
				数	%	数	%	数	%	数	%
専属産業医	55	36	65.5%	29	80.6%	3	8.3%	4	11.1%	0	0.0%
嘱託産業医	56	30	53.6%	24	80.0%	4	13.3%	1	3.3%	1	3.3%
産業保健推進センター	47	33	70.2%	25	75.8%	1	3.0%	6	18.2%	1	3.0%
地域産業保健センター	347	155	44.7%	132	85.2%	8	5.2%	10	6.5%	5	3.2%
合計	505	254	50.3%	210	82.7%	16	6.3%	21	8.3%	7	2.8%

	専属 産業医	嘱託 産業医	産業保健 推進 センター	地域 産業保健 センター
回答なし				
・「事業者が検査結果を直接知ることがないような体制」は実行可能でないのでは？				1
・ なんと難しい			1	
・ 事業者側の守秘義務とウイルス肝炎に対する理解の問題である				1
・ 腫瘍マーカー、ウイルス抗体などの結果は報告することを要求する事例がある。		1		
同意できる				
・ ただし不可能なこともある				1
・ 一次検査に含まれれば煩雑になるため実行は無理である。			1	
・ 二次健診や精密検査で実施することもあるが、現実的には病院や労働衛生機関から産業医へ結果を通知することがある。		1		
不要				
・ 安全配慮義務の面から事業所で実施したのであれば事業者は知っておくべきであると思う	1			
・ 医療機関で封をしてから事業者へ渡しでもよい				1
・ 医療福祉関係、自衛官や警察・消防以外は不要				1
・ 企業で行う場合は事業主は知っていてもよい		1		
・ 検査自体するべきではない	1			
・ 現行の抗体検査まででよい				1
・ 産業医にも情報が必要な場合もある		1		
・ 事業者が知らないと職場環境の改善に支障をきたす。HIVほど嚴重な守秘義務は不要。				1
・ 費用拠出元による		1		
修正が必要				
・ 「また、事業者が直接結果を～」削除				1
・ 「医療機関が」→「医療機関や産業医が」			1	
・ 「事業者が検査結果を直接」→「検査結果については事業者が直接」	1			1
・ 「事業者が検査結果を直接知ることがないような体制とすること」 →「事業者はその結果の取り扱いには十分労働者のプライバシー保護に努めること」			1	
・ 「本人」→「本人および産業医」				1
・ 業種によっては事業者は知っておくべき			1	
・ 業務上感染の可能性がある場合はむしろ知っておくべきである。情報は医療職の管理に託されれば、その限りではないと思う		1		
・ 健診の実施や結果通知は事業者が行うべき事項である。事業者の中の担当者を明記するなどの修正が必要	1			
・ 産業医から通知する				1
・ 産業保健看護職や事業者も医療機関から直接報告を受けて実態を把握しておくべき			1	
・ 事業者が実施したのであるから、少なくとも産業医は知っておくこと	1			
・ 事業者は検査結果を直接知るべきである				1
・ 事業者は労働者の健康管理責任があるので知っておくべきである				1
・ 直接本人に通知＝産業医が保健指導は矛盾している(3_1_1～3_1_3)			1	
・ 本人および事業者ともに知るほうがよい				1
・ 陽性への変化があった場合少なくとも医療スタッフには通知させるべき				1